

---

# 品質表示のための必要知識

## —家庭用品品質表示法、雑貨工業品品質表示規程の概要—

東京都立皮革技術センター

川原井 通義

---

### はじめに

昨今の家庭用電気製品などによる事故や食品の偽装表示問題などにみられるように、消費者の品質への関心は一層高まっている。FTA\*（EPA\*\*）の進展等で規制が緩和され多種大量の物品が国内外のマーケットに参入している現在、当センターへも皮革製品製造・販売業や流通業などから革製品の品質表示についての相談が増えている。

そこで、事業者の方への一助として、家庭用品の表示に関する法律や雑貨工業品品質表示規程で定められている皮革製品の品質表示について概説する。

\*自由貿易協定 \*\*経済連携協定

### 1. 家庭用品品質表示法とは

家庭用品品質表示法は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益を保護することを目的（法第1条）に、昭和37年に制定された。

また、同法の表示の具体的な実施について同法施行令（政令）で「家庭用品の範囲」（全90品目；繊維製品35、合成樹脂加工品8、電気機械器具17、雑貨工業品30）等を定め、同法施行規則（省令）で不適正な表示を排除するための「立入検査・公表等を含む監

督指導」などについて定めている。

### 2. 雑貨工業品品質表示規程

雑貨工業品品質表示規程（経産省告示）では、品質に関し「表示すべき事項」と製造業者、販売業者又は表示業者が「遵守すべき事項」とを規定している。

次の事項は雑貨工業品対象製品すべてに共通している表示上の留意点である。

(1)表示の順序は指定されていない。(2)文字の大きさは指定されていない。(3)枠囲いをする必要はない。(3)表示者の連絡先としては、原則として住所か電話番号のどちらか一方を付記すればよい。(4)「家庭用品品質表示法に基づく表示」のタイトルを付する必要はない。付する場合には、同法に基づく表示事項のみ記載する。

天然皮革や合成皮革を材料とした製品（「かばん」「靴」「手袋」「いす」「革衣料」）について、本表示規程による表示事項と遵守事項とをまとめると次ページのようになる。表示対象品の範囲・条件や表示方法の詳細は、品目ごとに定められているので本規程をよく確認する必要がある。

なお、毛皮製品、服装ベルトは品質表示法の対象外であるが、当該業界団体が経済産業省と相談の上、自主的に品質表示規程（任意表示のルール）を定めている。また、爬虫類皮革業界ではワシントン条約の規定に基づいて、適法に輸入されたワニ等の皮

革を用いた日本製品の証明としてシンボルマーク（ラベル）を付けている。

（いずれも、革100%の縫製品に限る。）と「かばん」においては、あらかじめ経済産業大臣に申請をして承認を得た品質表示者の番号を用いて表示することで「表示者名及び連絡先」に代えることができる。

### 3. 品質表示者番号規程

平成9年家庭用品品質表示法関係規程の改正に伴い、品質表示者承認番号制度が原則廃止されたが、「革製衣料及び革製手袋

（次回につづく）

#### 品質表示規程一覧

品目	表示該当品目の範囲 （表示対象）	表示対象となる製品中の材料の種類、割合、部分などの条件等	〈表示事項〉			表示上の注意 （遵守事項）
			(1)材料（皮革）の種類	(2)使用・取扱い上の注意	(3)表示者と連絡先	
かばん	(1)牛革・馬革・豚革・羊革・やぎ革を使用したものに限定する（爬虫類革は対象外）。 (2)ハンドバッグ・財布等の袋物は表示規程の対象外	「取っ手」や「かぶせ」などの付属品を除いたかばん本体の外面積の60%以上が「表皮付きの革」または、「これらの革の混用」か「牛、馬、豚の床革」を使用したかばんが表示対象となる	皮革の種類  (表示例) 「牛革」「馬革」「豚革」「羊革」「やぎ革」 「馬革・豚革混用」 「床革」	手入れ方法及び保存方法 (例) イ素材にあったクリーナ、洗剤での手入れ法 ロ陰干し乾燥 ハ保存方法など	①表示者の氏名か名称 ②「連絡先」：住所又は電話番号  または 品質表示者承認番号 KB-〇〇〇〇	本体（その容器）又はこれに貼り付けたラベルや下げ札の取っ手等に取り付けるなど、消費者の見やすい箇所に表示すること
靴	(1)甲と本底とをり接着剤により合成接着した革靴に限る。 (2)特定用途に限る仕様（ゴルフ靴等）は対象外	材料として甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂又はこれらの混合物を使用したものが表示対象となる	①甲皮として使用する材料 ②底材として使用する材料：「ゴム底」か「合成底」のいずれかを表示 ③底の耐油性 JIS試験による耐油性が一定基準以上のもの	取扱い上の注意 (例) イ汚れ除去法 ロ熱源(火)による軟化・変形 ハ陰干し ニ油使用場所では使用を避けるなど	①表示者の氏名か名称 ②「連絡先」：住所又は電話番号	下げ札の取り付け又はラベルの貼り付け等靴本体から容易に離れない方法で行う
手袋	(1)革又は合成皮革を全部または一部に使用した手袋 (2)特定スポーツ仕様の手袋、例えば、ゴルフ用、ドライブ用などの手袋は対象外	(1)手袋の裏地に用いた材料は表示対象外 (2)ゴム手袋は合成皮革扱いとしないので表示対象条件外	①材料の種類 牛、馬、豚、鹿革、合成・人工皮革など通称を示す用語 ②寸法 手のヌード寸法；手幅周囲長（&中指長さ）	使用上の注意 (例) イ色落ち、硬化・劣化 ロ保存、手入れ ハアイロン掛けに関する注意事項など	①表示者の氏名か名称 ②「連絡先」：住所又は電話番号  または 品質表示者承認番号（革100%使い手袋のみ） LG-〇〇〇〇	下げ札やラベルの貼り付け又は縫い付けにより本体から容易に離れない方法で行う
いす、腰掛け及び座いす	張り材に使用した材料	「張り材」とは、いす類の構造部材の上にクッション材を介して張り渡した材料（繊維を使用している場合は繊維製品品質表示規程による）	①寸法②構造部材③表面加工（表面加工が施されているものに限る。）④張り材⑤クッション材	取扱い上の注意 (例) 直射日光又は熱を避ける旨など	①表示者の氏名か名称 ②「連絡先」：住所又は電話番号	本体から容易に離れないように、下げ札やラベル、合成樹脂板の貼り付けなどが一般的である
革または合成皮革衣料	上衣、ズボン、スカート、ドレス、コート及びブルオーバー、カーディガンその他のセーター	革又は合成皮革を製品の一部または一部に使用したもの	①材料の種類  材料の一部に繊維を使用した場合は、繊維の名称を併記する	取扱い上の注意 (例) イ色落ち、硬化・劣化 ロ保存、手入れ ハアイロン掛けに関する注意事項など ○洗濯等取扱い絵表示により補足することが望ましい	①表示者の氏名か名称 ②「連絡先」：住所又は電話番号  または 品質表示者承認番号（革100%使い衣料のみ） KI-〇〇〇〇	下げ札、ラベルの縫いつけ等、消費者が商品においても適宜必要な事項であることから、本体から容易に離れない方法にて表示する。